様式第十号記載要領11中「「流動資産」」を「流動資産」に、「「流動負債」」を「流動負債」に、「「固定資産」」を「固定資産」に、「「固定負債」」を「固定負債」に改め、記載要領12とし、同様式記載要領10を記載要領11とし、同様式記載要領９中「記載要領８」を「記載要領９」に改め、記載要領10とし、同様式記載要領８中「「流動資産」又は「無形固定資産」」を「流動資産又は無形固定資産」に改め、記載要領９とし、同様式記載要領７中「５及び６」を「５及び７」に改め、記載要領８とし、同様式記載要領６中「「流動資産」、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「投資その他の資産」」を「流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産」に改め、記載要領７とし、同様式記載要領５の次に次のように加える。

６　流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の１を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。

様式第十号記載要領に次のように加える。

20　「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

様式第十一号損益計算書中「受取利息配当金」を「受取利息及び配当金」に改め、同様式損益計算書記載要領２を次のように改める。

２　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

様式第十一号損益計算書記載要領４中「「兼業事業」」を「兼業事業」に改め、同様式損益計算書記載要領５中「「販売費及び一般管理費」」を「販売費及び一般管理費」に改め、同様式損益計算書記載要領６中「「営業外収益」」を「営業外収益」に、「「営業外費用」」を「営業外費用」に改め、同様式損益計算書記載要領７、８及び９中「「特別利益」」を「特別利益」に改め、同様式損益計算書記載要領10中「「特別損失」」を「特別損失」に改め、同様式損益計算書記載要領12中「差異」を「差額」に改める。

様式第十一号完成業務原価報告書記載要領中「「経費」」を「経費」に改める。

様式第十二号記載要領２を次のように改める。

２　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

様式第十三号注１中「抱かせる」を「生じさせるような」に改め、同様式注３に次のように加える。

⑹　業務損失引当金に対応する未成業務支出金の金額

様式第十三号注４⑴中「業務進行基準」を「工事進行基準」に改め、同様式注４⑵中「「売上高」」を「売上高」に改め、同様式注４⑶中「「売上原価」」を「売上原価」に改め、同様式注４⑷を注⑸とし、同様式注４⑶の次に次のように加える。

⑷　売上原価のうち業務損失引当金繰入額

様式第十三号注記表中注４に次のように加える。

⑹　研究開発費の総額

様式第十三号中注12を注14とし、同様式注８から注11までを一つずつ繰り下げ、同様式注７の次に次のように加える。

８　金融商品関係

⑴　金融商品の状況

⑵　金融商品の時価等

９　賃貸等不動産関係

⑴　賃貸等不動産の状況

⑵　賃貸等不動産の時価

様式第十三号記載要領１の表中「抱かせる」を「生じさせるような」に改め、

「

8　関連当事者との	
9　一株当たり情報	
10　重要な後発事象	
11　連結配当規制適	
12　その他	

」

を

「

取引	○	○	×	×
	○	○	×	×
	○	○	×	×
用の有無	○	×	×	×
	○	○	○	○

」

を

「

8　金融商品関係	○
9　賃貸等不動産関係	○
10　関連当事者との取引	○
11　一株当たり情報	○
12　重要な後発事象	○
13　連結配当規制適用の有無	○
14　その他	○

」

を

「

○	×	×
○	×	×
○	×	×
○	×	×
○	×	×
×	×	×
○	○	○

」

に改め、同様式記載要領３を次のように改める。

３　記載すべき金額は、注９を除き千円単位をもって表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

様式第十三号記載要領６注１を次のように改める。

注１　事業年度の末日において、当該株式会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に反映しているか否かの別